派遣の実績と待遇等について（マージン率 他）

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

派遣労働者の数　　１人 派遣先の数　　１件 マージン率　　１８％ （労働者派遣に関する料金額の平均額－派遣労働者の賃金額の平均額） ÷労働者派遣に関する料金額の平均額）
教育訓練に関する事項 ・入職時等基礎的訓練 ・職能別訓練 ・階層別訓練 など
労使協定の締結の有無 有 有効期間　　2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日